

お知らせ

「労働相談」のお知らせについて

長崎県では、労働条件や労働関係など、労働問題全般について、働く人、経営者、双方からのご相談に応じています。

賃金・退職金や労働時間、解雇・退職、労働条件などのトラブルでお困りの人は、お気軽にお問い合わせ、お立ち寄りください。

相談は無料、秘密は厳守します。

職員による労働相談

○とき 祝祭日を除く月曜～金曜午前9時～午後5時45分まで

弁護士による特別労働相談

(要予約)

○とき 祝祭日を除く毎月第4水曜午後1時30分～午後3時30分まで

○ところ 長崎県佐世保労働相談情報センター(県北

振興局本館4階商工労政課内)

◎問 長崎県佐世保労働相談情報センター

(☎0120・783・369)

平成30年度の国民年金保険料額が決定

平成30年度の国民年金保険料は、月額1万6,340円です。

保険料の納付書(1年分)は、4月上旬に日本年金機構から送付されますので、当月分を翌月末日までに納めるようお願いいたします。なお、保険料は納付期限から2年を過ぎると納められなくなりますので、ご注意ください。

◎問 佐世保年金事務所

(☎0956・34・1189)

年金関係の届書などにマイナンバーの記入が必要になりました

3月5日から、これまで基

礎年金番号を記入していた届書や免除申請書などの書類について、原則、マイナンバーを記入するようになりました。

マイナンバーを記入することで、これまで必要だった書類の添付が不要になるなど利便性が向上します。窓口では本人確認が必要になりますので、マイナンバーが確認できる書類および免許証など本人確認できる書類のご提示をお願いいたします。

また、3月5日から氏名・住所変更の届出が省略できるようになりました。

◎問 佐世保年金事務所

(☎0956・34・1189)

延長窓口の開設日を変更します

4月から延長窓口を週1回、木曜日(休日除く)に変更します。

市民課窓口業務(転入・転出届など)の受け付けや、市民課取り扱いの各種証明書を

発行します。必ず予約が必要です。

本人を確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)を持参してください。

※本人および世帯員以外の人

新しい農業委員が任命されました

◎問 農業委員会 ☎内線2653

平成30年3月1日から新制度により、農業委員が任命されました。任期は3年間です。農地法に関する手続き、農地の利用と農業の担い手の育成・確保に取り組みます。各地区の農業委員は下記の皆さんです。

地区	氏名	備考	地区	氏名	備考
北部	丸田 保		南部	山下 忠平	
	岡村 勝彦			谷本 雅嗣	新任
	福田 延之		生月	川村 政幸	
	阿部 榮	新任		蜜山 隆満	新任
中部	枅屋 可恵	新任	田平	松本 一郎	
	本山 勝茂	新任		小川 隆友	新任
	永田 守	新任	大島	大山 荒助	新任
	前川 一夫	新任(元)		藤沢 和正	
南部	大山 光敏	新任		松山 浩幸	新任
	青崎日出男	新任			

が住所変更の手続きをする際には、委任状が必要です。詳しくは、市民課戸籍住民班にお問い合わせください。

◎問 市民課戸籍住民班

(☎内線2521)

広報ひらど

3/15

March 2018

お知らせ版

待ちわびた春がもうすぐそこに

報 戸 平

ひと(HITO) 響きあう 宝島 平戸

3月1日(木)～5月31日(木)

平戸藩の春めぐり

お問い合わせ 「平戸藩春めぐり」推進本部(平戸市役所観光課内) ☎内線2274

県立田平公園さくらまつり



■とき 4月1日(日) 午前10時～
■ところ 県立田平公園内

※3月21日(祝・水)～4月8日(日)まで桜ライトアップ開催(18:00～21:00)

平戸春風オルレ



■とき 4月21日(土) 午前10時～
■集合場所 平戸港交流広場

平戸お庭めぐり



■とき 4月21日(土)・22日(日) 午前10時～
■ところ 市内の武家屋敷・旧家など8会場

Hirado city Public Relations
2018.3.15
広報ひらど 平成30年3月15日号

UD FONT
by MORISAWA

PRINTED WITH SOYINK 古紙配合の再生紙を使用しています。
大豆油墨を使用しています。

【編集・発行】平戸市人事課 〒859-5192 長崎県平戸市若の上町1508番地3
TEL/0950-22-4111(代) FAX/0950-22-5178
■URL <http://www.cty.hirado.nagasaki.jp/> ■E-mail kouhou@cty.hirado.lg.jp
■印刷/有隣会社ケンボクプリント



見逃せない情報がココに

「募集」「お知らせ」などの重要な「情報」が満載
15日号も見落とさないで、要チェック!

平戸市役所 ☎22-4111 生月支所 ☎53-2111 田平支所 ☎57-1111 大島支所 ☎55-2511
中部出張所 ☎28-1111 南部出張所 ☎27-0004 館浦出張所 ☎53-1501 度島連絡所 ☎25-2834

確保・保全に努めています。
農用地区域内の土地は、農業以外の目的には利用できないことになっており、やむを得ず他の目的に利用する場合は、農用地区域から除外する手続きが必要になります。
また、中山間地域等直接支払交付金や、多面的機能支払交付金などへの取り組み参加のためには、該当農地が農用地区域に指定されていることが条件となっており、農用地区域へ編入する必要があります。
◎申請書提出場所 農林課農山村対策班
◎受付期間 4月16日(月)～5月31日(木)まで
◎提出書類 ①除外または編入申請書②変更箇所位置図③変更箇所表示図④変更箇所字図⑤現況写真⑥被害防除計画⑦土地登記簿謄本(法務局で取得願います)⑧関係する図面(配置図、平面図、立面図、土地利用計画図)⑨農用地区域図⑩同意書⑪事業計画書⑫土地の選定に関する調

平成30年度から火葬場を平戸斎場へ集約します

問 市民課生活環境班 ☎内線2526

■斎場集約の経緯

生月町人形石斎場は、これまで47年間運営してきましたが、老朽化が著しく危険な状態にあることから、3月末日をもって閉鎖することになりました。
また、田平地区の松浦斎苑利用の際の助成制度(田平地区斎場利用支援事業補助金)も平成29年度で終了します。

4月から、大島地区を除く火葬業務について、平戸斎場へ集約することになり「平戸斎場」と「大島村火葬場やすらぎ苑」の2カ所になります。

■使用料金を統一(生月地区には激変緩和措置)
これまで、斎場ごとに異なる使用料金で運営して

いましたが、この度斎場を集約する機会に、統一した使用料金となります。

なお、生月地区の使用料については、現行より増額となることから、激変緩和策として、4月1日から平成33年3月31日までの3年間に限って、現行どおりの使用料となるよう経過措置をとります。(下表参照)

■平戸斎場は増設完了

斎場の集約に伴い、平戸斎場については、平成28年度に火葬炉・待合室・収骨室の増設や駐車場の拡充などを行い、受け入れ体制を整えています。

統一した斎場使用料(平成30年4月1日から)

死亡者の種別		単位	市内使用料	市外使用料	※生月地区
火葬室	遺体	12歳以上	1体	10,000円	45,000円
		12歳未満	1体	7,000円	30,000円
	死産児	1体	5,000円	15,000円	1,600円
	埋葬遺骨および身体の一部	1炉	5,000円	15,000円	4,500円
	胞衣等汚物	1炉	3,000円	15,000円	3,000円
	霊安室(平戸斎場のみ)	1日	3,000円	9,000円	3,000円

※生月地区は、平成33年3月31日までの3年間、現行の使用料に据え置きます。

平戸市火葬場

平戸斎場

■住所 深川町677-13
■連絡先 24-2131
■受付 午前9時～午後3時

大島村火葬場やすらぎ苑

■住所 大島村前平3633-1
■連絡先 55-2511(大島支所)
■受付 午前9時～午後3時

募 集

第1回平戸古地図ウォークの開催について

古地図を片手に、現代の道路と古地図に描かれている道路を検索しながら、ウォークを楽しみませんか。

○とき 4月15日(日)午前10時～

○ところ 北部地区一帯

○集合場所 平戸港交流広場

○募集期限 4月5日(木)

○定員 50人

○参加費 無料

◎問 ジョブトリップ(網元)
(090・8913・6452)

お知らせ

農業振興地域内の農用地区域に含まれる土地の除外・編入手続きについて

市では、農業振興地域の整備に関する法律に基づき「農業振興地域内の農用地区域」(以下「農用地区域」とします)を設定し、優良農地の

も市区町村とともに国保運営を担うこととなります。

被保険者証等の様式が変わります

都道府県も国保の保険者となるため、被保険者証(保険証)や限度額適用認定証等の様式が変わります。

交付済みの被保険者証は、4月1日(日)以降の最初の被保険者証更新の際に変更となる予定です。

資格の取得・喪失は都道府県単位になります。

都道府県内の他市町村へ住所が変わった場合でも、国保の資格の取得・喪失は生じません。

ただし、他の都道府県へ住所が変わった場合には、国保の資格の取得・喪失が生じます。(どちらの場合も市区町村へ転入・転出の届け出をお願いします)

高額療養費の多数回該当が都道府県単位で通算され、加入者の負担が軽減されます

都道府県内の他市区町村への転出などで、世帯の継続性が保たれている場合は、高額

療養費の多数回該当は通算されるようになります。
※多数回該当とは、過去12カ月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上となった場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です。
葬祭費の支給額が変わります
4月1日(日)以降、被保険者が亡くなった際、葬祭費の支給額が現行の2万5千円から2万円へ変わります。
平成30年からも変わらないこと

◎問 市民課国保年金班
(☎内線2591)

ひらどふれあい福祉基金

戸石川町
西高野山平戸支部
御詠歌一同様

※福祉の向上に役立ててほしいと寄附をいただきました。ありがとうございました。